

DVx

D evelopment

V enture

x 「未知数」・「無限の可能性」

第 35 期

定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、事前に書面（郵送）又はインターネットにより議決権をご行使いただくことを強く推奨申し上げます。また、本株主総会場では感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

株主総会にご主席の株主様への「お土産」のご用意はございません。

ディービーエックス株式会社

証券コード：3079

開催日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
（受付開始午前9時30分）

開催場所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン2階「曙」の間

決議事項 議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件

郵送及びインターネットによる議決権行使期限
2021年6月24日（木）午後5時30分まで

ごあいさつ



代表取締役社長
柴崎 浩

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第35期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当社の第35期である2021年3月期（当事業年度）の医療機器業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、患者様の受診抑制や検査及び手術数減少の影響を受けることとなりました。新型コロナウイルス感染症収束の見通しが未だ不透明なこともあり、引き続き厳しい事業環境となっておりますが、当社におきましては、当事業年度を通じ、従業員の感染防止のためのあらゆる対策を講じながら、医療機器を安定的に供給することを使命と考え努力を重ねてまいりました。

このような情勢のもと、当社の当事業年度の業績は、売上高が410億7百万円（前期比8.2%減）、営業利益8億4千7百万円（同24.1%減）、経常利益8億5千万円（同24.3%減）、当期純利益5億7千2百万円（同27.7%減）、という結果となりました。

なお、配当につきましては、継続的かつ安定的な配当による株主還元を行うことを基本として配当を決定する方針のもと、期末配当を前期と同額である24円（配当性向43.2%）とさせていただきます。

医療機器業界だけでなく、社会をとりまく環境が大きく変化している中にありますが、新たな社会的要請にも応えながら変化するニーズを捉え、企業価値を高めることで株主の皆様のご期待に沿えるよう全力を尽くしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

2021年6月

目次

ごあいさつ	1
第35期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	
議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	7
提供書面	
事業報告	
1. 株式会社の現況に関する事項	13
2. 株式に関する事項	22
3. 新株予約権等に関する事項	23
4. 会社役員に関する事項	24
5. 会計監査人の状況	32
6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	33
7. 株式会社の支配に関する基本方針	37
8. 剰余金の配当等の決定に関する方針	37
計算書類	38
監査報告	41
Front Line	46

株主各位

証券コード3079
2021年6月4日

本店所在地 東京都練馬区小竹町一丁目16番1号
本社事務所 東京都豊島区高田二丁目17番22号

ディービーエックス株式会社

代表取締役社長 **柴崎 浩**

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、**事前に書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使いただくことを強く推奨申し上げます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内



書面（郵送）により
議決権を行使していただく場合

- ▶ 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2021年6月24日（木曜日）午後5時30分まで**に到着するようご返送ください。



インターネットにより
議決権を行使していただく場合

- ▶ 議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、**2021年6月24日（木曜日）午後5時30分まで**に、議案に対する賛否をご入力ください。

※なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合

- ▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日 時	2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2 場 所	東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 ホテルメトロポリタン 2階「曙」の間 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 株主総会の目的事項	報告事項 第35期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
4 その他本招集通知に関する事項	<p>本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.dvx.jp）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載いたしていません。</p> <p>従いまして、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。</p>

以 上

- 株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会当日におけるお土産の配布を取りやめさせていただきました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<http://www.dvx.jp>)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時30分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時30分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 2階「曙」の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

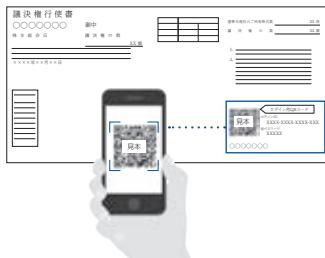
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



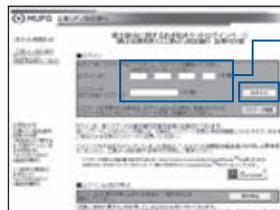
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

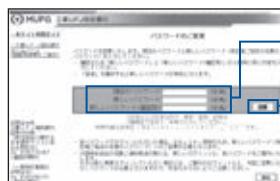
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役東俊彦氏は、2021年3月31日をもって辞任により退任しております。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会は、指名・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、指名の手続きは適切であり、各候補者の業務執行状況及び取締役会全体の実効性の観点から当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	しば さき 崎 ひろし 浩	代表取締役社長	再任
2	なべ や まさ ゆき 鍋 谷 正 行	取締役（総代理店事業及び開発製品事業担当）常務執行役員	再任
3	ひら の なお ひろ 平 能 直 弘	取締役（経営管理及び人事担当）執行役員	再任
4	みや もと さとし 宮 本 聡	取締役（財務経理及び業務担当）	再任
5	うち だ よし のり 内 田 好 則	執行役員	新任
6	むら まつ みつ はる 村 松 光 春	社外取締役	再任 社外 独立
7	どうがきない しげ はる 堂垣内 重 晴	社外取締役	再任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

しば さき ひろし
柴 崎 浩

(1965年4月23日生)

所有する当社の株式数…………… 57,800株
在任年数…………… 11年
取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1986年 8月	松永歯科医院入社	2015年 4月	取締役 (営業及びマーケティング担当) 執行役員
1991年 8月	株式会社ヘルツ入社	2017年 4月	取締役 (不整脈営業担当) 執行役員
1998年12月	営業部長	2017年 6月	常務取締役 (不整脈営業担当) 執行役員
2003年 1月	取締役営業本部長		
2004年 2月	株式会社ヘルツとディーブイェックスジャパン株式会社 の合併により当社取締役ヘルツ事業部長	2018年 4月	常務取締役 (不整脈営業担当)
2007年 6月	執行役員ヘルツ事業本部長	2018年 6月	取締役副社長 (営業全般及び不整脈担当)
2010年 4月	執行役員営業統括本部長	2019年 4月	代表取締役副社長
2010年 6月	取締役執行役員営業統括本部長	2019年 6月	代表取締役社長 (現任)
2012年 4月	取締役 (営業担当)	2020年11月	株式会社MSS取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

柴崎 浩氏は、主に営業に関する分野に携わり、取締役に就任して以来、営業全般を統括し、豊富な経験と見識を有しております。現在は代表取締役社長として経営全般を統括し業容拡大を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

な べ や ま さ ゆ き
鍋 谷 正 行

(1958年4月27日生)

所有する当社の株式数…………… 50,200株
在任年数…………… 10年
取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1985年 4月	株式会社ノーバス入社	2015年12月	取締役（薬事・品質保証及び技術担当）執行役員薬事・品質保証部長
1986年10月	株式会社ヘルツ入社	2016年 4月	取締役（薬事・品質保証及び技術担当）執行役員
1995年 6月	取締役営業部長	2017年 4月	取締役（虚血営業、新製品営業、薬事・品質保証及び技術担当）執行役員
2004年 2月	株式会社ヘルツとディーブイエックスジャパン株式会社の合併により当社専務取締役経営企画室長	2018年 2月	取締役（虚血営業、新製品営業、薬事・品質保証及び技術担当）執行役員薬事・品質保証部長
2008年 4月	専務執行役員総務人事本部長	2019年 4月	取締役（バスキュラー営業、新製品営業及び薬事・品質保証担当）執行役員薬事・品質保証部長
2010年 4月	執行役員静岡特別プロジェクト長	2019年 6月	常務取締役（総代理店事業及び開発製品事業担当）執行役員薬事・品質保証部長
2011年 6月	取締役執行役員静岡特別プロジェクト長	2019年10月	常務取締役（総代理店事業及び開発製品事業担当）執行役員
2012年 4月	取締役（マーケティング及び薬事・品質保証担当）	2020年 6月	取締役（総代理店事業及び開発製品事業担当）常務執行役員（現任）
2013年 7月	取締役（マーケティング及び薬事・品質保証担当）執行役員		
2014年 4月	取締役（マーケティング、薬事・品質保証及び技術担当）執行役員		
2015年 4月	取締役（薬事・品質保証及び技術担当）執行役員		

取締役候補者とした理由

鍋谷正行氏は、営業部門を中心に幅広い分野の業務に携わり、取締役に就任して以来、マーケティング部門、薬事・品質保証部門及び技術部門を統括し、豊富な経験と見識を有しております。現在はバスキュラー営業及びICTソリューション並びに薬事・品質保証、マーケティング及び研究開発部門を統括し、同部門の強化を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

ひらの なおひろ
平能 直弘 (1967年1月16日生)

所有する当社の株式数…………… 8,800株
在任年数…………… 6年
取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1990年 4月	株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行） 入行	2011年 4月	総務人事部長
1999年11月	フォレックスバンク株式会社入社	2012年 4月	執行役員経営管理部長
2002年 3月	株式会社ウイン・インターナショナル入社	2015年 6月	取締役（経営管理及び情報開示担当）執行役員経営管理部長
2010年11月	当社入社	2018年 4月	取締役（経営管理及び人事担当）執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

平能直弘氏は、法務・コンプライアンス推進、人事労務、総務管財を所管する部門を統括し、豊富な経験と見識を有しております。取締役に就任した後は経営管理、情報開示及び人事を担当し、法令遵守を重視した組織体制の強化と適時適切な情報開示の徹底及び適切な人事労務管理体制の整備を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

みやもと さとし
宮本 聡 (1959年5月24日生)

所有する当社の株式数…………… 1,300株
在任年数…………… 3年
取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1983年 4月	野村證券株式会社入社	2018年 6月	取締役（財務経理及び業務担当）執行役員
2013年 8月	当社入社	2019年 4月	取締役（財務経理及び業務担当）執行役員業務部長
2014年 4月	内部監査室長	2021年 4月	取締役（財務経理及び業務担当）（現任）
2018年 4月	執行役員		

取締役候補者とした理由

宮本 聡氏は、当社入社以来、内部監査室長並びに財務経理及び業務担当執行役員としての職務に携わり、財務・経理に関し豊富な経験と見識を有しております。取締役に就任した後は財務経理及び業務を担当し、適切な財務・経理体制の整備を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

うちだ よしのり
内田 好則

(1964年10月21日生)

所有する当社の株式数…………… 23,600株

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1985年 4月	株式会社いそう社入社	2008年10月	ヘルツイースト営業本部市場開拓部長
1998年 4月	当社入社	2010年 4月	営業統括本部ヘルツ営業本部営業第一部長
2006年 4月	ヘルツ営業部第一営業部長	2012年 4月	第五営業部長
2007年10月	ヘルツイースト営業本部営業部長	2017年 4月	執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

内田好則氏は、当社入社以来、主に営業部門における職務に携わり、また、執行役員として不整脈営業を統括し、営業全般に関して豊富な経験と見識を有しております。これらの経験と見識を活かし営業部門の業務執行の監督を行うとともに、当社の企業価値の向上に貢献することを期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

むらまつ みつはる
村松 光春

(1953年1月14日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 14年
取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1978年 9月	アーサーヤング会計事務所入所	1988年 3月	株式会社ハッピー商会代表取締役（現任）
1985年 9月	株式会社ハッピー商会取締役	2007年 6月	当社社外取締役（現任）
1985年 9月	村松公認会計士事務所開設 同事務所代表（現任）	2015年 3月	GLOVACC株式会社設立 同社代表取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

村松公認会計士事務所代表
株式会社ハッピー商会代表取締役
GLOVACC株式会社代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村松光春氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と深い見識を有しており、それらに基づく経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、株式会社ハッピー商会及びGLOVACC株式会社の代表取締役として直接会社経営にも関与されており、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

【独立性に関する事項】

当社は、村松光春氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は同取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。

候補者番号

7

どうがきないしげはる
堂垣内重晴

(1949年5月11日生)

所有する当社の株式数…………… 1,100株
在任年数…………… 6年
取締役会出席状況…………… 17/17回

再任
社外
独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1973年 4月	株式会社三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2015年 6月	株式会社アサンテ 社外取締役 (現任)
2003年 5月	株式会社テクノ菱和入社		
2003年 6月	同社取締役	2015年 6月	当社社外取締役 (現任)
2007年 1月	同社常務取締役	2015年 6月	株式会社たち吉代表取締役専務 (現任)
2014年 4月	同社専務取締役		

【重要な兼職の状況】

株式会社アサンテ社外取締役
株式会社たち吉代表取締役専務

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

堂垣内重晴氏は、豊富な経験や幅広い見識を有しており、それらに基づく健全かつ効率的な経営を推進するための助言と経営の監督機能を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、株式会社たち吉の代表取締役専務として直接会社経営にも関与されており、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

【独立性に関する事項】

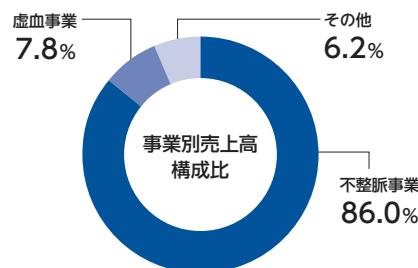
当社は、堂垣内重晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は同取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村松光春氏及び堂垣内重晴氏は、社外取締役候補者であります。
3. 村松光春氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって14年となります。
4. 堂垣内重晴氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は村松光春氏及び堂垣内重晴氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。村松光春氏及び堂垣内重晴氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており保険料は全額会社負担としております。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなります。各候補者の再任が承認された場合及び新任候補者の選任が承認された場合には、各候補者の任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

1 | 株式会社の現況に関する事項

	第35期 (2021年3月期)	前期比
売上高	41,007,008千円	91.8%
営業利益	847,393千円	75.9%
経常利益	850,774千円	75.7%
当期純利益	572,367千円	72.3%



(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直していくことが期待されましたが、新型コロナウイルス感染症の収束は見通せず、先行きが不透明な状況が続いております。

医療機器業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、患者の受診抑制や検査及び手術数の減少による影響を受けているほか、取引先である医療機関も病床確保の対応や感染防止対策費用の増加など厳しい状況であるため、経営環境改善のための値下げ要請など様々なニーズへの対応が求められ、引き続き厳しい事業環境となっております。

このような情勢のもと、当社では、社員の感染リスクを軽減するためのあらゆる対策を講じ、医療の安全、安心のために安定して商品を生供給し続けることを使命とし企業活動を行ってまいりました。

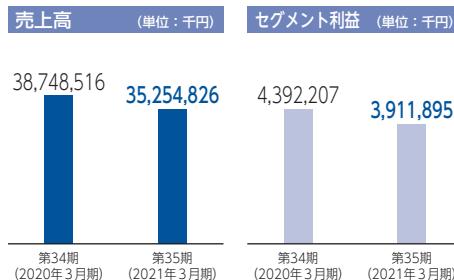
これらの結果、当事業年度の売上高は41,007,008千円（前期比8.2%減）、営業利益847,393千円（同24.1%減）、経常利益850,774千円（同24.3%減）、当期純利益572,367千円（同27.7%減）となりました。

セグメント別の売上状況は次のとおりです。

不整脈事業

売上高 **35,254**百万円 (前期比91.0%)

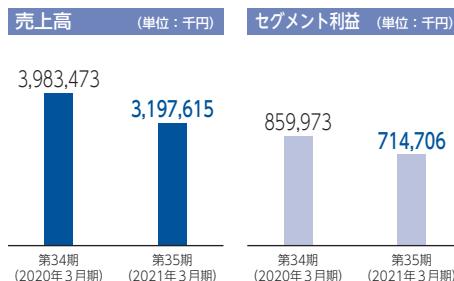
新型コロナウイルス感染拡大の影響により、医療機関において待機的な治療など緊急性が低い治療については可能な限り延期したことや患者の受診自粛などにより症例数が減少したことから、当事業年度の売上高は35,254,826千円（前期比9.0%減）、セグメント利益は3,911,895千円（同10.9%減）となりました。



虚血事業

売上高 **3,197**百万円 (前期比80.3%)

新型コロナウイルス感染症の影響により医療機関における症例数が減少したことに加え、感染拡大防止のため総代理店として取り扱っている商品については、医療機関への訪問など営業活動を自粛したことから、当事業年度の売上高は3,197,615千円（前期比19.7%減）、セグメント利益は714,706千円（同16.9%減）となりました。

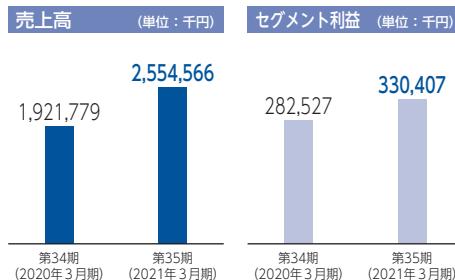


その他

売上高

2,554百万円 (前期比132.9%)

外科、脳外科関連商品等が好調に推移したことから、当事業年度の売上高は2,554,566千円（前期比32.9%増）、セグメント利益は330,407千円（同16.9%増）となりました。

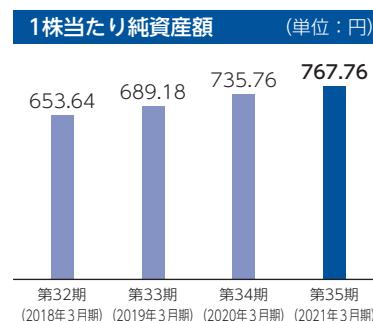
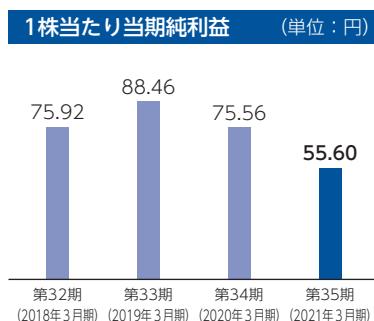
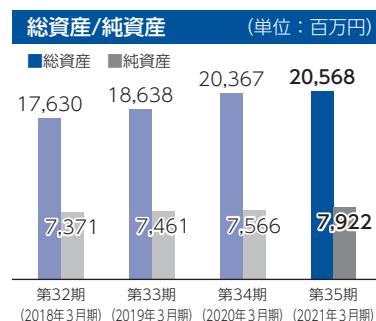
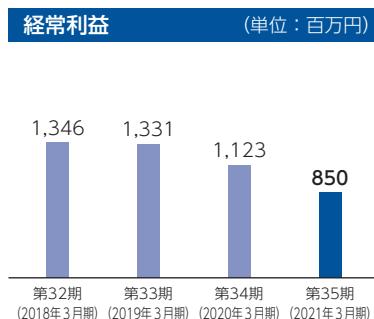


(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は196,938千円で、その主なものは、レンタル機、営業用デモ・バックアップ機に係る投資であります。

その所要資金は自己資金をもって充當いたしました。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区分		第32期 2018年3月期	第33期 2019年3月期	第34期 2020年3月期	第35期 (当事業年度) 2021年3月期
売上高	(百万円)	38,275	40,380	44,653	41,007
経常利益	(百万円)	1,346	1,331	1,123	850
当期純利益	(百万円)	856	974	792	572
1株当たり当期純利益	(円)	75.92	88.46	75.56	55.60
総資産	(百万円)	17,630	18,638	20,367	20,568
純資産	(百万円)	7,371	7,461	7,566	7,922
1株当たり純資産額	(円)	653.64	689.18	735.76	767.76

(4) 対処すべき課題

当社は、継続的な成長を実現していくために、以下の事項を課題と認識しております。

① 販売拡大

当社は、主力の不整脈事業において、関東地区に特化して営業展開をしてきた経緯から、同地区への売上依存度が非常に高い状況にあります。そのため、さらなる業容拡大を目指すためには、不整脈事業の営業エリアを拡大することが不可欠であるとの認識を持っております。当事業年度においては2020年5月に高知出張所を開設いたしました。

今後も、不整脈事業の全国展開に向けて、人材育成をはじめとする体制の整備を行い、既存顧客とともに新規顧客の期待に応えられるよう総合的な販売力の強化を図ることで、売上拡大に努めてまいります。

② 新商品ラインナップの拡充

顧客基盤の構築と新規顧客の開拓には、顧客ニーズにあった医療機器をいち早く、継続的に提案することが必要であると認識しております。そのためには、常に国内外の最新医療情報を把握し新商品の早期の販売権獲得と、迅速な薬事承認の取得が求められるところであります。

特に、虚血事業における主力商品であるエキシマレーザ血管形成システムの独占販売契約期間の終了後も、既存の顧客基盤を維持・深耕していくためには、同事業領域における取扱商品の充実が急務とされているため、マーケティング部門や薬事部門の活動による製品導入の取組みに加え、研究開発部門の機能強化や営業部門の組織強化等により新たな主力商品の育成に取り組んでおります。当事業年度においては自動造影剤注入装置の開発を継続して行い、2020年10月には「RAQUOS インジェクションシステム」の日本国内における薬事認証を取得しました。引き続き、関連消耗品の認証取得及びその後の販売に向けた取組みを継続いたします。

また、医療現場のニーズを反映させた独自企画商品を充実させることで、新規顧客開拓や既存顧客の深耕につなげる取組みも継続しており、当事業年度においては、ガイドワイヤー固定器「ディークリッパー」の販売や、不整脈シミュレーター「EPトレーナー」の海外販売を開始しました。

③ 利益率の改善

近年においては、顧客である医療機関からは、償還価格の引き下げによる値下げ要請、あるいは医療経営環境改善のための値下げ要請への対応が求められる傾向が継続しており、当社においても一層の効率化や合理化が求められていると認識しております。目標とする売上高営業利益率4%以上を達成するために、仕入先企業との協力関係の構築や、比較的利益率の高い当社独自商品の販売促進への取組みを行っております。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社の事業内容は商品に応じて「不整脈事業」、「虚血事業」、「その他」に区分されます。以下、各事業について説明いたします。

① 不整脈事業

不整脈とは、心臓を動かす刺激の発生又は刺激が伝わる伝導路の異常によって心臓のリズムが乱れる疾患のことで、脈が遅くなる徐脈、速くなる頻脈、脈が飛ぶ期外性収縮の3つに分けられます。原因としては、先天的なもの以外に加齢や喫煙、ストレス等によって引き起こされるといわれております。

不整脈事業においては、徐脈、頻脈、期外性収縮の治療に用いる心臓ペースメーカ、アブレーションカテーテル（心筋焼灼術用カテーテル）、ICD（植込み型除細動器）、検査用電極カテーテルが主力商品となっております。当事業はこれら不整脈の検査・治療のための医療機器を関東地域を中心に、医療機器輸入商社及び国内医療機器メーカーから仕入れ、主に医療施設に対し卸売会社として販売しております（販売代理店業）。

現在、当事業においては既に全国展開している虚血事業と連携しながら、営業エリアの拡大を推進しております。

② 虚血事業

虚血とは、血管の狭窄又は閉塞により組織への血流が不十分もしくは途絶している状態を指します。虚血により引き起こされる虚血性疾患としては、心臓の冠動脈で起こる心筋梗塞や狭心症、脳の血管で起こる脳梗塞等が代表的なものです。原因となる動脈硬化は糖尿病や高血圧、高脂血症等によって進行し、肥満や喫煙、運動不足、ストレスの多い生活等も動脈硬化を促進させるといわれております。

虚血事業においては、虚血性疾患の検査・治療のための医療機器を、国内外の医療機器メーカーより直接仕入れ、主として全国の医療機器販売代理店を経由して、医療施設に販売しております（国内総代理店業）。このため、全国主要都市において虚血事業を中心とした営業拠点を既に展開しております。

なお、国内で医療機器として流通させるためには厚生労働省の薬事承認を取得する必要があり、当社は有望な医療機器を国内外に見出すためにマーケティングを担当する部門や、薬事承認及び品質保証を担当する部門を設置しております。

また、不整脈事業と同様の形態をとり、虚血分野の検査・治療に用いる医療機器を輸入商社や国内医療機器メーカーから仕入れ、販売代理店として医療施設等に対し販売を行っております。

当事業の主な取扱商品は、株式会社フィリップス・ジャパンが日本国内における製造販売業の承認を有するエキシマレーザ血管形成システム等であります。なお、エキシマレーザ血管形成システムにつきましては、Spectranetics社及び株式会社フィリップス・ジャパンとの間で当該商品に関する日本国内優先代理店契約を2021年12月31日まで締結しております。

③ その他

「その他」においては、脳外科商品、一般外科商品、消化器商品、放射線防護用品等、主力事業である不整脈事業及び虚血事業に属さない商品の販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都豊島区
北海道営業所	北海道札幌市中央区
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区
茨城営業所	茨城県つくば市
千葉営業所	千葉県市川市
群馬営業所	群馬県前橋市
埼玉営業所	埼玉県さいたま市大宮区
東京営業所	東京都豊島区
八王子営業所	東京都八王子市
横浜営業所	神奈川県横浜市金沢区
沼津営業所	静岡県沼津市
静岡営業所	静岡県静岡市葵区
浜松営業所	静岡県浜松市中区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
福井営業所	福井県福井市
京都営業所	京都府京都市伏見区
広島営業所	広島県広島市西区
福山営業所	広島県福山市
九州営業所	福岡県久留米市
技術研究所 (テクノロジーセンター)	東京都豊島区

(注) 登記上の本店は東京都練馬区であります。

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
330 (23) 名	8名増 (3名減)	37.7歳	6.8年

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数は就業人員（執行役員5名を除き、嘱託社員4名を含む。）であります。
3. 臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員を除き、パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社きらぼし銀行	1,678千円

2 | 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 **44,000,000株**
 (2) 発行済株式の総数 **10,302,656株 (自己株式477,344株を除く)**

(注) 2021年2月26日付で実施した自己株式の消却により、自己株式を含めた発行済株式の総数は前期末と比べて500,000株減少しております。

- (3) 当事業年度末の株主数 **6,348名**
 (4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社MSS	3,404,600株	33.05%
光通信株式会社	755,100株	7.33%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	660,004株	6.41%
若林稲美	322,000株	3.13%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	275,200株	2.67%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	212,600株	2.06%
宮川 元	156,000株	1.51%
戸田幸子	134,400株	1.30%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	134,200株	1.30%
ディーブイエックス社員持株会	132,500株	1.29%

(注) 1. 当社は、自己株式を477,344株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外役員を除く)	19,300株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告26ページ「4.会社役員に関する事項 (2) 取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

| 3 | 新株予約権等に関する事項 |

該当事項はありません。

4 | 会社役員に関する事項 |

(1) 取締役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柴 崎 浩	
取締役	鍋 谷 正 行	総代理店事業及び開発製品事業担当 常務執行役員
取締役	平 能 直 弘	経営管理及び人事担当 執行役員
取締役	宮 本 聡	財務経理及び業務担当 執行役員 業務部長
取締役	東 俊 彦	販売代理店事業担当
取締役	村 松 光 春	村松公認会計士事務所代表 株式会社ハッピー商会代表取締役 GLOVACC株式会社代表取締役
取締役	堂垣内 重 晴	株式会社アサンテ社外取締役 株式会社たち吉代表取締役専務
取締役 (監査等委員・常勤)	戸 田 幸 子	
取締役 (監査等委員)	中 村 眞 一	コスモス法律事務所代表 株式会社コモダエンジニアリング社外監査役
取締役 (監査等委員)	野 島 透	野島透公認会計士事務所所長

- (注) 1. 当社は、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役 村松光春氏及び堂垣内重晴氏並びに取締役（監査等委員）中村眞一氏及び野島透氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）野島透氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 業務執行取締役との常時意見交換により十分な情報収集を行うとともに、内部監査室との十分な連携を可能とする体制により監査・監督の実効性、機能強化を図るため、戸田幸子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 社外取締役の各氏の重要な兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。
6. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
千葉 茂	2020年6月24日	任期満了	代表取締役会長
三縄昭男	2020年6月24日	任期満了	監査役 三縄昭男公認会計士・税理士事務所代表 学校法人神奈川大学幹事
東 俊彦	2021年3月31日	辞任	取締役 販売代理店事業担当

7. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
鍋谷正行	常務取締役 総代理店事業及び開発製品事業担当 執行役員	取締役 総代理店事業及び開発製品事業担当 常務執行役員	2020年6月24日
戸田幸子	監査役	取締役（監査等委員）	2020年6月24日
中村眞一	監査役	取締役（監査等委員）	2020年6月24日

8. 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位及び担当の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
宮本 聡	取締役 財務経理及び業務担当 執行役員 業務部長	取締役 財務経理及び業務担当	2021年4月1日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)							
		固定報酬		業績連動報酬等 (賞与)		株式報酬		その他	
		支給 人数	金額	支給 人数	金額	支給 人数	金額	支給 人数	金額
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	150,385 (13,190)	8名 (2名)	136,173 (13,086)	0名 (-)	0 (-)	3名 (-)	12,926 (-)	8名 (2名)	1,285 (104)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	19,334 (7,884)	3名 (2名)	19,134 (7,884)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1名 (0名)	200 (0)
監査役 (うち社外監査役)	6,114 (2,492)	3名 (2名)	5,877 (2,376)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3名 (2名)	237 (116)
合計	175,833	12名	161,184	0名	0	3名	12,926	11名	1,722

- (注) 1. 上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2021年3月31日現在の取締役に対して当事業年度の在任期間に応じて支給された報酬等及び、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名に対して2020年4月から退任時までには支給された報酬等の額を記載しております。なお、当社は2020年6月24日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
3. 株式報酬は、当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しております。
4. その他は、当事業年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額1,392千円及び永年勤続表彰による330千円の総額を記載しております。
5. 当社は、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、当該株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同株主総会で決議いたしました。なお、当事業年度において退任した取締役及び監査役に対し、以下のとおり支給いたしました。
- 取締役 2名 12,680千円
 監査役 1名 3,210千円
 合計 3名 15,890千円
- (各金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において取締役及び監査役の報酬等の総額に含めた退職慰労引当金繰入額が含まれております。)
6. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会において年額250,000千円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名 (うち社外取締役2名) です。
7. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
8. 取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式に関する報酬の総額は、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会において年額80,000千円以内且つ80千株以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) の員数は5名です。

② 非金銭報酬等（株式報酬）の内容

非金銭報酬等（株式報酬）の内容は、当社普通株式であり、その株式数は以下のとおりです。また、当株式には、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに関する旨の条件を付しております。

取締役 3名 19,300株

③ 当社の役員が受ける報酬等の決定に関する方針

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、次の役員報酬方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容について、当該方針及び指名・報酬諮問委員会の答申をもとに、2020年6月24日開催の取締役会の決議により取締役会から委任を受けた代表取締役社長 柴崎浩が決定していることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

ア. 役員報酬方針策定の目的

当社は、誠実で透明性のある経営体制を構築、維持し、企業価値を継続的に高めることを本方針策定の目的とします。

イ. 役員報酬の基本的な考え方

- ・業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主と価値を共有するものとします。
- ・当社役員の役割及び職責に相応しい水準とします。
- ・社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議を経ることで、客観性及び透明性を確保します。

ウ. 役員報酬の水準

役員報酬の水準については、当社の事業内容及び経営環境における各種ファンダメンタルズを考慮しつつ、時価総額や営業利益水準等で当社と同規模企業における役員報酬水準を参考とし、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において取締役会決議により決定します。

エ. 報酬の構成

・取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）

職責に応じた役位ごとの固定報酬、事業年度ごとの会社業績や取締役の個別業績評価等に基づき変動する業績連動報酬及び中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるための株式報酬の構成としています。

固定報酬	業績連動報酬（賞与）	株式報酬
60%	20%	20%

・社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）

監査等委員でない社外取締役の報酬等は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割に鑑みて、固定報酬のみとします。

固定報酬	業績連動報酬（賞与）	株式報酬
100%	—	—

・監査等委員である取締役

監査等委員である取締役（常勤）の報酬等は、客観的立場から当社経営を監督・監査する役割等に鑑みて、固定報酬のみの構成としています。また、監査等委員である社外取締役の報酬等は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督・監査するという役割に鑑みて、固定報酬のみとします。

固定報酬	業績連動報酬（賞与）	株式報酬
100%	—	—

オ. 報酬の種類

・固定報酬

職責に応じた役位ごとの固定金銭報酬といたします。

・業績連動報酬

短期のインセンティブ報酬として、事業年度ごとの会社業績や取締役の個別業績評価等に基づき変動する業績連動金銭報酬といたします。

・株式報酬

中長期のインセンティブ報酬として、株主の皆様と利害共有を図り、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるため、譲渡制限付株式報酬制度による株式報酬とします。

カ. ガバナンス

・指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役の報酬の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保すること等を目的として委員の過半数が社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しております。

・報酬の決定方法

取締役の報酬額は、株主総会でご承認いただいた報酬枠の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の審議を通じ、本方針に基づき、各取締役の役割、貢献度、業績評価、KPI（①営業利益、②売上高営業利益率、③自己資本利益率、④1株当たり利益）達成度に基づき決定いたします。

キ. 役員報酬枠

役員の報酬枠は、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会において、以下のとおり決議いただいております。

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）

【金銭報酬】

年額250,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）

【株式報酬】

年額80,000千円以内且つ80千株以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。また、社外取締役を対象としない。）

・監査等委員である取締役

【金銭報酬】

年額50,000千円以内

④ 取締役の個人別の報酬の額の決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る取締役の報酬等について、取締役会は、2020年6月24日開催の取締役会の決議により、代表取締役社長 柴崎浩に対し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬（固定報酬）の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬及び株式報酬の評価配分の決定を委任しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会が取締役会の諮問に対し答申を行っており、その内容を踏まえて決定されております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役 戸田幸子氏及び社外取締役の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険料は全額会社負担としております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由があります。

(5) 社外役員に関する事項

① 兼職の状況及び当社との関係

兼職の状況につきましては、「(1) 取締役の氏名等」に記載のとおりです。
社外取締役の兼職先と当社の間には、いずれも特別の関係はありません。

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役	村松光春	17/17回 (100%)	—	主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。
取締役	堂垣内重晴	17/17回 (100%)	—	豊富な経験と幅広い見識に基づく企業経営者の見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。
取締役 (監査等委員)	中村真一	17/17回 (100%)	16/16回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。 なお、当事業年度において、左記の監査等委員会の他、5回開催された監査役会のすべてに出席し、適宜必要な助言を行っておりました。 また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、役員の報酬の審議では適宜必要な発言を行いました。
取締役 (監査等委員)	野島透	12/13回 (92%)	15/16回 (94%)	主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の報酬の審議では適宜必要な発言を行いました。

(注) 野島透氏は、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会において新たに取締役（監査等委員）に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会及び監査等委員会への出席状況を記載しています。

5 | 会計監査人の状況 |

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,874千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,874千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

- ①当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委嘱者から受け、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。
- ②監査受嘱者の行為が①の要件を充足するか否かについては、監査委嘱者がこれを判断し、速やかに監査受嘱者に結果を通知するものとしております。

6 | 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。なお、当社は2020年6月24日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

(最終改定 2020年6月24日)

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社は、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、取締役及び使用人が、法令、定款及び社内規程、業界の自主ルールの遵守はもとより、企業人として企業理念、社会規範、倫理に則して行動するための規範として「コンプライアンス・マニュアル」「DVx行動ガイドライン」を制定し、周知徹底を図る。
- イ. リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス及び不正行為を含むリスク評価を行うとともに、コンプライアンス体制の確立・推進を目的とした全社的取組みを策定する。
- ウ. コンプライアンスの徹底を図るため、経営管理部が、コンプライアンスへの取組みを横断的に統括し、教育及び周知を行う。
- エ. 使用人による職務の遂行が法令等に違反することなく適切にされているかをチェックするため、内部監査室が、業務監査を実施し、監査内容を代表取締役及び取締役会に報告する。
- オ. 内部通報規程に基づき、法令等に違反する行為又は反倫理行為を通報する制度を策定し、利用促進を図る。
- カ. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、取締役の職務の執行に係る重要な文書や情報（電磁的記録を含む）は、法令、情報セキュリティ規程に従い、適切に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会にて、当社の成長規模、市場の変化等を考慮し、組織横断的にリスク管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役の職務執行が適切かつ効率的に行われるよう取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定め、権限・責任の明確化を図る。

- イ. 取締役会は、年度計画、中期経営計画に基づき各担当取締役及び執行役員に対しその進捗状況についての報告を求め、発生した課題等に対して協議を行い必要な対策を講じる。
- ウ. 代表取締役及び各部門を所管する取締役及び執行役員により、経営会議を定期的に開催し、経営上必要な事項や職務執行上の問題点について協議を行う。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には親会社及び子会社の何れも存在しないため定めない。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会は、職務の実効性を高めるため常勤の監査等委員を置く。また、監査等委員がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議の上、補助する使用人を置く。

⑦ 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の監査業務を補助する使用人の人事異動、評価等については、監査等委員会の同意を必要とする。当該使用人は、監査業務の範囲においては取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮を外れ、監査等委員の指示に従い業務を行う。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

ア. 取締役及び使用人は、監査等委員会に対し以下の場合について迅速な報告を行う。

- ・ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合
- ・ 取締役の職務遂行に関する不正の行為を発見した場合
- ・ 法令又は定款に違反する重要な事実を発見した場合

イ. 上記ア. のほか、当社は、内部通報規程に基づく通報制度を設けており、取締役及び使用人は、違法行為等を内部監査室又は社外監査等委員に報告することができる。

ウ. 取締役は、取締役会において担当職務の執行の状況を報告する。

エ. 上記ア. 乃至ウ. にかかわらず、監査等委員会は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査等委員会は、代表取締役と会社に対処すべき課題、監査上の重要課題等について相互認識を深めるため、定期的に意見交換を行う。
- イ. 監査等委員会は、内部監査室から内部監査結果の報告を受けるとともに、内部監査室及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、緊密な連携を保つ。

⑫ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するとともに、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

- ア. 当社は、法令等を誠実に遵守することを「コンプライアンス・マニュアル」及び「DVx行動ガイドライン」に定め、取締役及び執行役員その他の使用人への周知・浸透を図っております。また、年1回、全社向けのコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスに関する啓発・教育を行っております。
- イ. 当社は、リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設け、内部統制、リスク管理、コンプライアンス推進の統合的な管理を図っており、半期ごとに定時のリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。当事業年度において1回のリスク・コンプライアンス委員会が開催されております。

② リスク管理体制

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設けております。リスク・コンプライアンス委員会は、各部門が対応すべきリスクの評価及びリスク対応実施計画並びにリスク対応実施結果を取締役に報告しており、半期ごとに定時のリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。当事業年度において1回のリスク・コンプライアンス委員会が開催されております。

③ 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を月1回開催しております。必要に応じて開催した臨時取締役会を加えて、当事業年度において17回の取締役会を開催しております。また、効率的な意思決定を図るために、取締役及び執行役員で構成する経営会議を月1回開催しております。

④ 監査等委員である取締役の職務執行

- ア. 当社の監査等委員会は、社外取締役である監査等委員を含む監査等委員3名で構成されており、当事業年度において16回の監査等委員会を開催しております。
- イ. 当社は、当事業年度において社外取締役である監査等委員1名の取締役会への欠席1回を除き、全ての監査等委員が取締役会に出席しております。また、常勤監査等委員は経営会議、リスク・コンプライアンス委員会、その他の重要な会議に出席して監査の実効性を高めております。
- ウ. 監査等委員会は、会計監査人と定期的に意見交換を行うことで連携を図っており、当事業年度において8回の意見交換の場を設けております。また、内部監査室との監査連絡会を月1回開催し、連携を図っております。
- エ. 当社は、内部通報窓口の独立性確保のため、社外取締役である監査等委員へ直接情報を提供する体制を整備しております。

7 | 株式会社の支配に関する基本方針 |

該当ありません。

8 | 剰余金の配当等の決定に関する方針 |

当社は、今後の事業展開のために必要な内部留保資金を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当による株主還元を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、業績に対し公平な配当を実現するため、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

また、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款で定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり24円（配当性向 43.2%）の普通配当を実施することを決定いたしました。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	19,176,606
現金及び預金	6,486,000
受取手形	28,673
電子記録債権	1,596,880
売掛金	9,361,315
商品	1,363,086
前払費用	98,977
その他	242,274
貸倒引当金	△600
固定資産	1,391,768
有形固定資産	801,099
建物	40,590
車両運搬具	37,174
工具、器具及び備品	664,427
土地	55,000
その他	3,906
無形固定資産	8,130
ソフトウェア	8,130
投資その他の資産	582,539
投資有価証券	30,000
出資金	135
長期貸付金	9,000
長期前払費用	26,372
差入保証金	204,131
繰延税金資産	312,900
資産合計	20,568,375

科目	金額
負債の部	
流動負債	12,197,359
買掛金	11,300,199
1年内返済予定の長期借入金	1,678
未払金	182,291
未払費用	67,993
未払法人税等	166,000
未払消費税等	168,014
前受金	24,484
預り金	11,245
賞与引当金	275,452
固定負債	448,962
退職給付引当金	391,969
資産除去債務	1,762
その他	55,230
負債合計	12,646,321
純資産の部	
株主資本	7,910,007
資本金	344,457
資本剰余金	314,730
資本準備金	314,730
利益剰余金	7,753,876
利益準備金	4,710
その他利益剰余金	7,749,166
別途積立金	250,000
繰越利益剰余金	7,499,166
自己株式	△503,056
新株予約権	12,046
純資産合計	7,922,053
負債純資産合計	20,568,375

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		41,007,008
売上原価		36,049,999
売上総利益		4,957,009
販売費及び一般管理費		4,109,615
営業利益		847,393
営業外収益		
受取利息	142	
受取配当金	3	
受取保険金	71	
貸倒引当金戻入額	423	
為替差益	1,124	
その他	1,665	3,431
営業外費用		
支払利息	49	49
経常利益		850,774
特別損失		
固定資産除却損	5,308	5,308
税引前当期純利益		845,466
法人税、住民税及び事業税	285,099	
法人税等調整額	△12,000	273,099
当期純利益		572,367

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	344,457	314,730	314,730
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の処分			
自己株式の消却			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	344,457	314,730	314,730

	株主資本				
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	自己株式
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,710	250,000	7,704,003	7,958,713	△1,056,197
当期変動額					
剰余金の配当			△246,656	△246,656	
当期純利益			572,367	572,367	
自己株式の処分			△4,048	△4,048	26,640
自己株式の消却			△526,500	△526,500	526,500
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	△204,837	△204,837	553,140
当期末残高	4,710	250,000	7,499,166	7,753,876	△503,056

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当期首残高	7,561,704	4,845	7,566,549
当期変動額			
剰余金の配当	△246,656		△246,656
当期純利益	572,367		572,367
自己株式の処分	22,592		22,592
自己株式の消却	—		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)		7,201	7,201
当期変動額合計	348,303	7,201	355,504
当期末残高	7,910,007	12,046	7,922,053

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

ディーブイエックス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 矢崎弘直 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 飯田昌泰 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ディーブイエックス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。なお、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会におきまして、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しましたが、2020年4月1日から2020年6月24日（定時株主総会終了時）までの監査役会による監査の方法及び結果につきましても、以下の報告と同様であることを付記いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、内部監査部門と連携の上情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、往査を控えた事業所の監査はウェブ会議システムを使用して職務の執行に関する事項の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、取締役等からは有効である旨、またEY新日本有限責任監査法人からは開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2021年5月20日

ディー・ビー・エックス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 戸田 幸子 ㊞

監査等委員 中村 眞一 ㊞

監査等委員 野島 透 ㊞

(注) 監査等委員中村眞一及び野島 透は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

■エジソンプラン

当社にはエジソンプランという制度があります。営業活動する医療現場で気付いたことや医師・医療関係者の方々との会話から得たヒントをもとに、医療現場の悩みを解決する新商品のアイデアを会社に提案し、優れたアイデアについて実際に商品化を行う制度です。

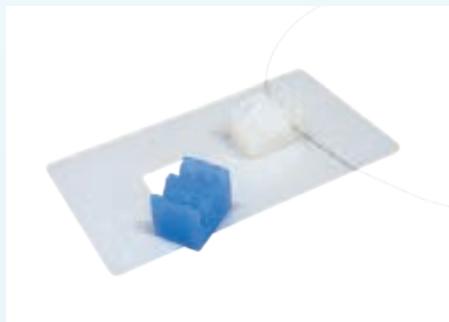
全ての社員に応募機会が与えられ、応募されたアイデアについて、技術的な可能性、採算性、競合品の有無など様々な検討・審査を行い、商品化を進めるアイデアが選抜されます。開発・製品化にあたっては、国内メーカーなどの協力を仰ぎます。

これまでこの制度を利用していくつかのアイデアが商品化され、医療現場で実際に使用されています。1つ1つの商品の市場規模は大きくありませんが、「医療現場のニーズを絶え間なく追求し、創造的なソリューションを提供することで社会に貢献する」という当社の企業理念を最も身近なところで実践する取り組みとして、今後も活用を図ってまいります。

《制度を活用して開発された商品例 ディークリッパー（2020年3月販売開始）》

「症例（手術）時にガイドワイヤーを使用する際は、適切な位置の確保に気を配らなければならない、ストレスになる」という医療現場の悩みを解決する商品です。ガイドワイヤーの一時的な固定・着脱を簡単にすることができます。

ディークリッパー キューブ



簡便な固定と着脱。2本のワイヤーの区別と整理が可能

ディークリッパー シート



シートを併用することで傾斜面での安定した固定が可能

株主総会会場ご案内図

【会場】

ホテルメトロポリタン 2階「曙」の間

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
TEL 03-3980-1111(代表)

株主総会にご主席の株主様への「お土産」
のご用意はございません。

【交通】

「池袋駅」

JR

●山手線 ●埼京線 ●湘南新宿ライン

東京メトロ

●丸ノ内線 ●有楽町線 ●副都心線

西武池袋線

東武東上線



池袋駅から会場までのご案内

1 南口 ▶▶ 徒歩約2分

有楽町線の改札前(地下1階、南通路)のエスカレーターで1階へ。メトロポリタンプラザビルに沿って左へ直進。

2 JR線メトロポリタン口 ▶▶ 徒歩約1分

JR線改札を出て直進し、突き当たり右手の階段を降り直進又は改札を出て右手に進みエスカレーターもしくは階段で1階へ。

※ご利用可能時間は午前7時00分から午後11時まで

3 西口 ▶▶ 徒歩約3分

東武百貨店の前(地下1階、中央通路)の階段又はエスカレーターで1階へ。左手のみずほ銀行沿いに左折し直進。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

